

# 令和4年第1回神奈川県議会定例会議案

(令和3年度 条例その他)



# 目 次

番 号	件 名	ページ
定県第 192 号議案	神奈川県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例	1
定県第 193 号議案	収入証紙に関する条例の一部を改正する条例	2
定県第 194 号議案	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例	3
定県第 195 号議案	過疎地域における県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例	4
定県第 196 号議案	神奈川県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例	6
定県第 197 号議案	神奈川県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例	7
定県第 198 号議案	宅地建物取引業法施行条例の一部を改正する条例	8
定県第 199 号議案	港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例	9
定県第 200 号議案	神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例	13
定県第 201 号議案	工事請負契約の締結について（県営緑ヶ丘団地公営住宅新築工事（5期－建築）請負契約）	16
定県第 202 号議案	工事請負契約の締結について（県営伊勢原団地公営住宅新築工事（1期－建築）請負契約）	17
定県第 203 号議案	工事請負契約の締結について（県営二宮団地公営住宅新築工事（1期－建築）請負契約）	18
定県第 204 号議案	工事請負契約の締結について（津久井警察署新築工事（建築）請負契約）	19
定県第 205 号議案	建設事業等に対する市町負担金について	20
定県第 206 号議案	訴訟の提起について	22
定県第 207 号議案	地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の変更の認可について	23



## 神奈川県行政書士試験手数料条例の一部 を改正する条例

神奈川県行政書士試験手数料条例（平成12年神奈川県条例第3号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「7,000円」を「10,400円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、行政書士試験手数料の額を改定するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 収入証紙に関する条例の一部を改正する 条例

収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表の1 使用料の表を次のように改める。

名 称	根 拠 規 定
青少年センター施設使用料（駐車場使用料を除く。） 青少年センター設備使用料	神奈川県立青少年センター条例（昭和39年神奈川県条例第11号）第4条第1項

別表の2 手数料の表31の項中「チャレンジ講習手数料」及び「特定任意高齢者講習手数料」を削り、「認知機能検査手数料」を「認知機能検査手数料  
運転技能検査手数料」に改める。

### 附 則

この条例中別表の1 使用料の表の改正規定は令和5年4月1日から、別表の2 手数料の表31の項の改正規定は令和4年5月13日から施行する。

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### （提案理由）

神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので提案するものがあります。

## 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1 政策局関係の表4の項中「、第38条の5第9項又は第39条の98第9項」を「又は第38条の5第9項」に改め、同表5の項中「、第38条の5第10項第4号又は第39条の98第10項第2号」を「又は第38条の5第10項第4号」に改める。

別表の2 暮らし安全防災局関係の表7の項中「2,100円」を「2,700円」に改める。

別表の8 県土整備局関係の表10の項中「、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ」を「若しくは第63条第3項第5号イ」に改め、同表11の項中「、第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号」を「若しくは第63条第3項第6号」に改める。

別表の10 公安委員会関係の表16の項中「1,800円」を「1,600円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同令第3条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の98第9項及び第10項第2号の規定に基づく事務に係る手数料については、改正後の別表の1 政策局関係の表4の項及び5の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第68条の69第3項第5号イ及び第6号の規定に基づく事務に係る手数料については、改正後の別表の8 県土整備局関係の表10の項及び11の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に申請書の受理をしているものに係る手数料（改正後の別表の2 暮らし安全防災局関係の表7の項及び別表の10 公安委員会関係の表16の項に掲げるものに限る。）については、なお従前の例による。

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

租税特別措置法の一部改正等に伴い、優良宅地等認定事務のうち連結納税制度に係る認定事務の規定等を削除するとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、銃砲等又は刀剣類の所持許可証書換え手数料等の額を改定するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 過疎地域における県税の課税の特例に 関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における県税の課税の特例に関する条例（平成30年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」に、「自立促進を図る」を「持続的発展を支援する」に改める。

第2条第1項中「過疎地域自立促進特別措置法」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に、「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「法第2条第1項に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号。以下「省令」という。）第1条第1号イに規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した」を「法第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号。以下「省令」という。）第1条第1号イに規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）の取得等（同号イに規定する取得等をいう。）をした」に改め、同条第2項中「過疎地域内」を「産業振興促進区域内」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正前の第2条第1項に規定する特別償却設備設置者に係る事業税、不動産取得税及び固定資産税並びに同条第2項に規定する過疎地域内において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものに係る事業税の課税免除については、なお従前の例による。

（課税免除の届出の期限の特例）

3 過疎地域における県税の課税の特例に関する条例第5条の規定により定められた課税免除の届出の期限が令和4年5月1日以前である場合においては、当該届出の期限は、同条の規定にかかわらず、同月2日とする。

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、減収補填される地方税の課税免除の対象が拡充されたことを踏まえ、県内の過疎地域の持続的発展を支援するため、当該減収補填措置を活用した課税免除を行うことに関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県高圧ガス保安法関係手数料条例 の一部を改正する条例

神奈川県高圧ガス保安法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表14の項(1)中「9,300円」を「1万1,600円」に、「8,800円」を「1万1,100円」に改め、同項(2)中「8,700円」を「1万300円」に、「8,200円」を「9,800円」に改め、同項(3)及び(4)中「9,300円」を「1万1,600円」に、「8,800円」を「1万1,100円」に改め、同項(5)中「8,700円」を「1万300円」に、「8,200円」を「9,800円」に改め、同表15の項(1)中「7,900円」を「9,000円」に、「7,400円」を「8,500円」に改め、同項(2)中「6,200円」を「7,200円」に、「5,700円」を「6,700円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受験願書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### (提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、高圧ガス製造保安責任者試験手数料等の額を改定するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する法律関係 手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表7の項(3)中「11万円」を「9万8,000円」に改め、同表9の項中「1万7,000円」を「1万5,000円」に改め、同表20の項中「2万1,400円」を「2万3,200円」に、「2万900円」を「2万2,700円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請書又は受験願書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### (提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、液化石油ガス設備士試験手数料等の額を改定するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 宅地建物取引業法施行条例の一部を改正 する条例

宅地建物取引業法施行条例（平成12年神奈川県条例第17号）の一部を次のように改正する。  
別表3の項中「9の項」を「10の項」に改め、同表4の項中「7,000円」を「8,200円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表3の項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### （提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、宅地建物取引士資格試験手数料の額を改定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 港湾の設置及び管理等に関する条例の 一部を改正する条例

港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）の一部を次のように改正する。  
別表第1中4 駐車場利用料の表を削り、5 船舶給水料の表を4 船舶給水料の表とし、5の2  
船舶修理施設利用料の表を5 船舶修理施設利用料の表とし、6 クレーン利用料の表を削り、6  
の2 港湾管理事務所利用料(1) 会議室等利用料の表湘南港の項港湾管理事務所の項を次のように改  
める。

港湾管理事務所	艇整備庫	全室	1時間につき 1,980円	1時間につき 2,170円
		艇整備庫1	1時間につき 1,050円	1時間につき 1,150円
		艇整備庫2	1時間につき 930円	1時間につき 1,020円
	大会議室	全室	1時間につき 1,370円	1時間につき 1,510円
		大会議室1	1時間につき 860円	1時間につき 950円
		大会議室2	1時間につき 510円	1時間につき 560円
	医務室		1時間につき 290円	1時間につき 320円
	会議室A	全室	1時間につき 1,130円	1時間につき 1,250円
		会議室A1	1時間につき 640円	1時間につき 710円
		会議室A2	1時間につき 490円	1時間につき 540円
	会議室B		1時間につき 390円	1時間につき 430円
	海面監視室A		1時間につき 360円	1時間につき 400円
	海面監視室B		1時間につき 250円	1時間につき 270円
	海面監視室C		1時間につき 270円	1時間につき 300円

	海面監視室D	1時間につき 280円	1時間につき 310円
--	--------	----------------	----------------

別表第1の6の2 港湾管理事務所利用料(2) シャワー室利用料の表湘南港の項を削り、別表第1の6の2 港湾管理事務所利用料(3) 船具ロッカー利用料の表を削り、別表第1の6の2 港湾管理事務所利用料の表を6 港湾管理事務所利用料の表とする。

別表第1の7 専用利用料の表の(1)の表の備考5中「利用面積、」を削り、「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」を「0.01メートル若しくは0.01平方メートル」に、「面積若しくは長さ」を「長さ若しくは面積」に改める。

別表第3の1 駐車場利用料金の表葉山港の項の前に次のように加える。

湘南港	臨港道路附属 駐車場	(港湾施設利用者) 1時間につき150円。 ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき410円とする。	(港湾施設利用者) 1時間につき300円。 ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき830円とする。	(港湾施設利用者) 1時間につき620円。 ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき1,670円とする。
		(その他の者) 1時間につき150円。 ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき750円とする。	(その他の者) 1時間につき300円。 ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき1,500円とする。	(その他の者) 1時間につき620円。 ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき3,100円とする。

別表第3の1 駐車場利用料金の表の備考3中「第4条第1項第2号」を「第4条第1項第1号及び第2号」に改め、同表の備考4中「道路運送車両法」の次に「(昭和26年法律第185号)」を加える。

別表第3の2 港湾管理事務所利用料金(1) 会議室利用料金の表葉山港の項の前に次のように加える。

湘南港	港湾管理 事務所	ミーティング ルームA	全室	1時間につき 1,160円	1時間につき 1,280円
			ミーティング ルームA1	1時間につき 730円	1時間につき 810円
			ミーティング ルームA2	1時間につき 430円	1時間につき 470円
		ミーティングルームB		1時間につき 430円	1時間につき 470円
		ミーティングルームC		1時間につき 430円	1時間につき 470円
		ミーティングルームD		1時間につき 160円	1時間につき 180円
		ミーティングルームE		1時間につき 160円	1時間につき 180円

		ミーティングルームF	1時間につき 160円	1時間につき 180円
	大会運営室	全部を使用する 場合	1時間につき 3,350円	1時間につき 3,690円
		2分の1を使用する 場合	1時間につき 1,680円	1時間につき 1,850円
		3分の1を使用する 場合	1時間につき 1,120円	1時間につき 1,230円
		4分の1を使用する 場合	1時間につき 840円	1時間につき 930円
		メモリアルルーム	1時間につき 310円	1時間につき 340円

別表第3の2 港湾管理事務所利用料金(2) 設備利用料金ア シャワー室利用料金の表葉山港の項の前に次のように加える。

湘南港	港湾管理事務所	シャワー設備	1回	220円
-----	---------	--------	----	------

別表第3の2 港湾管理事務所利用料金(3) 船具ロッカー利用料金の表葉山港の項中「1箇年」を「1年」に改め、同項の前に次のように加える。

湘南港	港湾管理事務所	大型	1年につき	15,600円
			1日につき	510円
		中型	1年につき	10,360円
			1日につき	300円
		小型	1年につき	5,230円
			1日につき	200円

別表第3中3 舟艇上下架装置利用料金の表を4 舟艇上下架装置利用料金の表とし、2 港湾管理事務所利用料金の表を3 港湾管理事務所利用料金の表とし、1 駐車場利用料金の表の次に次の1表を加える。

2 クレーン利用料金

港湾名	施設名	種別	利用料金	
湘南港	固定式荷役機械	3トン	1月未満の係留施設の利用の承認を受けたもの	1回につき 2,830円
			1月以上の係留施設の利用の承認を受けたもの及び1月未満の船舶保管地の利用の承認を受けたもの	1回につき 1,760円
			1月未満の係留施設の利用の承認を受けたもの	1回につき 5,300円

		20トン	1月以上の係留施設の利用の承認を受けたもの及び1月未満の船舶保管地の利用の承認を受けたもの	1回につき 3,320円
--	--	------	---	-----------------

備考 1月以上の船舶保管地の利用の承認を受けている者が、その承認に係る船舶のために利用する場合は、クレーン利用料金は徴収しない。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1の7 専用利用料の表の(1)の表の備考5の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 港湾の設置及び管理等に関する条例第20条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の前においても、同日以後の港湾の施設の利用に係る利用料金について、改正後の別表第3の規定の例により、港湾の設置及び管理等に関する条例第24条第2項の規定による知事の承認を得ることができる。

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

湘南港の駐車場等の施設について利用料金制を導入するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県道路交通法関係手数料条例の 一部を改正する条例

神奈川県道路交通法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「又は第10号」を「、第10号又は第14号」に改める。

別表第1の6の項を次のように改める。

6 削除		
------	--	--

別表第1の13の2の項中「750円」を「1,050円」に改め、同項の次に次のように加える。

13の3 法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査を受けようとする者	運転技能検査手数料	3,550円
---	-----------	--------

別表第1の14の項中「第91条」の次に「又は第91条の2第2項」を加え、同表20の項中

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)	5,100円
小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査	5,100円 (当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示

の結果に基づいて行うものに限る。)	すものとして道路交通法施行規則第39条に定める基準に該当するものにあつては、7,950円)	「 を に、 」					
小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	5,800円		<table border="1"> <tr> <td>法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許(以下「普通自動車対応免許」という。)を受けている者(法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習</td> <td>6,450円</td> </tr> <tr> <td>普通自動車対応免許を受けている者(法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習</td> <td>2,900円</td> </tr> </table>	法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許(以下「普通自動車対応免許」という。)を受けている者(法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習	6,450円	普通自動車対応免許を受けている者(法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	2,900円
法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許(以下「普通自動車対応免許」という。)を受けている者(法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習	6,450円						
普通自動車対応免許を受けている者(法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	2,900円						
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)	2,250円						
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	2,250円 (当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとし						

	て道路交通法施行規則第39条に定める基準に該当するものにあつては、4,450円)
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	2,350円

法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	講習1時間につき2,000円
-----------------------	----------------

を

法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	講習1時間につき2,250円
法第108条の2第1項第15号に掲げる講習	講習1時間につき2,000円

に改め、同表21の項中

「又は同項第13号」を「、第13号又は第14号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年5月13日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

道路交通法の一部改正等に伴い、高齢運転者対策の充実・強化を図るため、運転技能検査手数料を新設するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 工事請負契約の締結について

県営緑ヶ丘団地公営住宅新築工事（5期一建築）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 株式会社エス・ケイ・ディ  
代表取締役 長谷川 辰 巳
- 2 請負契約金額 6億5,564万9,060円

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県営緑ヶ丘団地公営住宅新築工事（5期一建築）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

## 工事請負契約の締結について

県営伊勢原団地公営住宅新築工事（1期一建築）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 小島・関野特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社小島組  
代表取締役 小 島 正 也
- 2 請負契約金額 8億1,441万9,760円

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

県営伊勢原団地公営住宅新築工事（1期一建築）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

## 工事請負契約の締結について

県営二宮団地公営住宅新築工事（1期一建築）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 山王建設・山王総合特定建設工事共同企業体  
代表者 山王建設株式会社  
代表取締役 高 橋 学
- 2 請負契約金額 10億7,962万80円

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

県営二宮団地公営住宅新築工事（1期一建築）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

## 工事請負契約の締結について

津久井警察署新築工事（建築）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 日成工事・大場建設特定建設工事共同企業体  
代表者 日成工事株式会社  
代表取締役 小 林 雅 夫
- 2 請負契約金額 12億1,643万5,000円

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

津久井警察署新築工事（建築）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

## 建設事業等に対する市町負担金について

県で実施する建設事業等に要する経費の一部を、次の範囲内においてそれぞれ負担させるものとする。

既定の負担額を変更するもの

事業名	市町名	既定額	変更額
農道整備事業	小田原市	71,200 <sup>千円</sup>	69,060 <sup>千円</sup>
県営ほ場整備事業	南足柄市	7,500	9,930
県営漁港整備事業	三浦市	26,750	16,700
相模川流域下水道事業	相模原市	234,024	211,955
〃	平塚市	104,158	94,333
〃	藤沢市	7,104	6,432
〃	茅ヶ崎市	80,114	72,556
〃	厚木市	104,138	94,314
〃	伊勢原市	15,807	14,315
〃	海老名市	56,031	50,745
〃	座間市	40,559	36,733
〃	綾瀬市	11,098	10,050
〃	寒川町	26,657	24,135
〃	大磯町	10,544	9,548
〃	愛川町	22,494	20,369
酒匂川流域下水道事業	小田原市	172,118	171,935
〃	南足柄市	1,585	1,583
〃	大井町	2,918	2,911
〃	松田町	3,695	3,691
〃	山北町	1,381	1,373
〃	開成町	866	850
〃	箱根町	181,305	181,301
相模川流域下水道管理事業	相模原市	3,095,102	2,828,614
〃	平塚市	1,263,634	1,144,147
〃	藤沢市	56,004	49,673
〃	茅ヶ崎市	1,134,912	1,057,622
〃	厚木市	1,221,988	1,109,396

〃	伊勢原市	168,662	155,490
〃	海老名市	696,002	641,079
〃	座間市	483,228	440,316
〃	綾瀬市	112,206	102,782
〃	寒川町	206,814	187,996
〃	大磯町	91,284	79,201
〃	愛川町	170,817	149,816
酒匂川流域下水道管理事業	小田原市	1,654,947	1,632,812
〃	秦野市	22,377	21,437
〃	南足柄市	275,177	264,186
〃	二宮町	104,084	100,139
〃	中井町	69,105	66,615
〃	松田町	55,404	53,352
〃	山北町	81,753	77,635
〃	開成町	113,487	108,607
〃	箱根町	119	35

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒岩祐治

(提案理由)

県が行う建設事業等で市町を利するものについて、その受益の限度においてそれぞれ経費の一部を負担させるため、土地改良法第91条第6項、地方財政法第27条第2項及び下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものであります。

## 訴訟の提起について

神奈川県は、次のとおり県営住宅の不適正居住者に対する建物明渡等請求の訴訟（上訴を含む。）をなすものとする。

- 1 件 名 県営住宅の不適正居住者に対する建物明渡等請求事件
- 2 訴訟の相手方

建物明渡等を請求する県営住宅	住 所	氏 名

- 3 請 求 内 容 県営住宅の明渡し及び損害金支払請求

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県営住宅の不適正居住者に対し、建物の明渡し及び損害金支払請求の訴訟を提起したいので提案するものであります。

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 中期計画の変更の認可について

地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の変更について次により認可する。

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 質の高い医療の提供 (1)足柄上病院のうち、「・ 県西地域の中核的な総合病院として、引き続き救急医療を提供するほか、高齢化の著しい進展に対応し、県内の総合診療科の取組みをけん引している強みを生かし、地域ニーズに沿った医療の提供を充実させる。」の次に「・ 感染症医療や災害時医療、回復期医療、救急医療の充実強化を目的とした再整備に向け、老朽化が進む2号館の建替え等の調査・検討を進め、将来の医療需要を踏まえた医療提供体制の構築を目指す。」を加え、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第1項の規定による知事の認可の日から変更する。

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

足柄上病院について、感染症医療や災害時医療、回復期医療、救急医療の充実強化を目的とした再整備に向け、老朽化が進む2号館の建替え等の調査・検討を進めることに関し、地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の変更を認可したいので、地方独立行政法人法第83条第3項の規定により提案するものであります。





